

これまでの朝鮮半島非核化交渉をめぐる動き

非核化交渉を台無しにしてきたのは北朝鮮ではない 責任はアメリカにある

(1) 「第一の危機」 クリントンの対北戦争計画と米朝「枠組み合意」

80年代 朝鮮民主主義人民共和国(朝鮮または北朝鮮と表記)はソ連からの援助のもとで5MW 黒鉛炉などを建設していた

1985 核拡散防止条約 NPT 加盟 原子力の平和利用

1992/9 「核開発疑惑」を持ち出す、IAEA の強制的な特別査察の要求に対し拒否

1993 年問題 NPT からの脱退宣言

クリントン政権はニョンピョン寧辺の核関連施設への空爆作戦に動き出した。

1994/6 一触即発の事態に

○日本へ戦争協力打診 1000 項目 全面支援を要求されたが日本側が対応できなかった。

そのことが、米軍が戦争することができるための国づくりにつながっていく

日米安保再定義・日米ガイドラインの見直し・周辺事態法・

○どれだけの被害が出るのか 米政権内の試算

49 万人の韓国軍人、5 万 2000 人のアメリカ軍人

韓国市民の死者 100 万人、1 兆ドルの損害

朝鮮にどれだけの被害が出るか計り知れない。金泳三韓国大統領は必死になって止めた。

6 月カーター元大統領訪朝

1994 年ジュネーブ合意 米朝「枠組み合意」 巻末資料参照

米国を中心とする国際機構(KEDO)が朝鮮に対して軽水炉原子炉を提供する
建設完了までは発電用重油を提供する

朝鮮は黒鉛減速原子炉および関連施設を放棄する。

「約束対約束 行動対行動」が基本 朝鮮は NPT 脱退を撤回した。

経済の悪化と自然災害による飢饉

クリントン政権 遠くない将来崩壊と見立て、軽水炉の提供を見合わせる

誰が合意を破ったのか アメリカの敵視政策による約束不履行・放置

1998 年テポドン 1 号弾道ミサイル発射実験 最初の人工衛星打ち上げ

このとき米は制裁には動かなかった。

1999 年米朝関係改善の動き 長距離ミサイル発射実験のモラトリウム

(2) 「第二の危機」 ブッシュの「悪の枢軸」論と枠組み合意破棄

ブッシュ政権の登場 イラン、イラクとともに北朝鮮を「悪の枢軸」と決めつける。

2002 年 朝鮮のウラン濃縮に関する情報を発表し、重油提供を一方向的に停止した。

朝鮮は計画の存在は認めたが濃縮活動そのものは認めていなかった。

アメリカは米朝枠組み合意を無きものとした。

2002/10 ブッシュ政権 協定の破棄を宣言

2002/12 朝鮮は核凍結を解除し、核施設の稼働、建設を再開し、IAEA の査察官を追放し、

2003/1/10 NPT 脱退宣言をした。

2003 年 ブッシュ政権はイラク戦争をしかけた。 半島情勢は緊張度を増していく

(3) 「六者協議」中国が仲介した平和協議と、米による破壊

中国の努力により緊張緩和への道筋をつける

2005 年協議 9.19 合意 第 4 回六者会合に関する共同声明 巻末資料参照

①六者会合の目標は、平和的な方法による、朝鮮半島の検証可能な非核化であることを一致して再確認した。

- ・北朝鮮は、すべての核兵器及び既存の核計画を放棄し、並びに、核兵器不拡散条約及び IAEA 保障措置に早期に復帰することを約束した。
- ・アメリカは、朝鮮半島において核兵器を有せず、北朝鮮に対して核兵器又は通常兵器による攻撃・侵略を行う意図を有しないことを確認した。
- ・北朝鮮は、原子力の平和的利用の権利を有する発言をし、他国はこの発言を尊重する旨述べ、適当な時期に、軽水炉提供問題について議論を行うことに合意した。

相互の主権の尊重・平和的に共存する・国交を正常化するための措置

国連憲章の目的及び原則遵守(独立国家の主権尊重、内政不干涉)

北東アジア地域の永続的な平和と安定のための共同の努力

「約束対約束」「行動対行動」の原則に従い、意見が一致した事項についてこれらを段階的に実施していくことが確認された。

- ・武大偉(中国外交部副部長)「2年以上に及ぶ六者協議が生んだ最も重要な成果」

共同声明を台無しにしたのはアメリカである

ヒルによる閉幕式発言—軽水炉提供の「適当な時期」とは、北朝鮮が核を放棄し、NPT に復帰し、IAEA の査察を受け入れた後である。北朝鮮の体制・人権等々受け入れることを意味しない。

一方的核放棄を迫り、体制保障はしないという「共同宣言」の骨抜き・無効宣言

- ・金佳寛 全身で怒りを表し、アメリカを非難

第五回六者協議 作業部会の設置と工程表の策定が焦点

2005/11 米財務省マネーロンダリング摘発金融制裁 9.19 合意違反 交渉を台無しにした

北朝鮮は金融制裁を解除しない限り今後六者協議に参加しないと表明

2006 年 7/5 ミサイル連続発射実験 国連制裁始まる 国連安保理決議 1695

10/9 核実験(第 1 回)

10/15 制裁決議 1718

(4) ブッシュの強硬から柔軟路線への政策転換と、オバマによる北の崩壊まち政策

(イラク戦争後の行き詰まりと米中間選挙での共和党の惨敗)

2007-2008 年 6 者協議の再開と具体的措置の合意

2007/2 第五回 6 者会合第 3 セッション「共同声明の実施のための初期段階の措置」

巻末資料参考

北朝鮮 寧辺の核施設の活動の停止と封印
アメリカ 「テロ支援国家指定」解除作業、「対敵通商法の適用」終了作業
緊急エネルギー支援 5万トンの重油相当 60日以内に
時間的縛りをかけた。 約束対約束 いかに行動対行動に具体化するかに重点が
置かれた。作業部会を設置した。

「初期段階の措置」履行は、バンコ・デルタ・アジアの北朝鮮関連の口座凍結解除とロシアの民間銀行への約 2500 万ドルの資金送金が完了したことにより、核施設の稼働が停止され、IAEA によって確認された。
協議は「第二段階の措置」へと移行した。

2007/10/3 「共同声明の実施のための第二段階の措置」 巻末の資料参考
寧辺の 5MW 実験炉、寧辺の再処理工場（放射化学 研究所）及び寧辺の核燃料
棒製造施設の無能力化
テロ支援国家指定を解除する作業・敵通商法の適用を終了する作業
100万トンの 重油（既に供給された 10万トンを含む）相当の提供
2008/10 アメリカはヒル国務次官補の訪朝で、検証方法に合意したとして、テロ支援国家
指定解除に踏み切った

2009 年 オバマ政権の対北朝鮮政策 六者協議崩壊へ
「戦略的忍耐」北が非核化の意思を表明しない限り、対話しない
放っておいても北は崩壊すると見て、制裁圧力を強化しつつける 封じ込め政策・関
与しない
北朝鮮の反発に対しては、元首殺害を含む先制攻撃戦略の計画と訓練の実施

2009/4/5 テポドン 2 号(多段式ロケット)人工衛星打ち上げ
/4/13 安保理議長声明 1718 違反 経済制裁企業指定 初めての事例
反発、追加的自衛措置 核抑止力強化追及 核燃料の自力生産・軽水炉発電所の建設
/4/14 6 か国協議としての復帰はない宣言
/5/2 第 2 回地下核実験

以後、交渉はなされない
オバマ大統領政権の基本姿勢 北朝鮮との交渉を拒否する。総ての核兵器計画の放棄の意
思を示さない限り制裁を解除しない。

安保理決議による国際的制裁で圧力をかけ、朝鮮に譲歩・屈服を迫る
米国主導のアプローチの本格化 朝鮮の崩壊をも視野に入れる

(5) トランプ政権へ 最大限の圧力と威嚇から対話と交渉へ

対立激化が、米日韓の軍事的経済的圧力強化が
防衛手段として朝鮮の核と核ミサイル運搬手段の実践的配備能力の開発に向かわせる

2017 年トランプ政権による軍事的威圧 中国、ロシアも経済制裁に巻き込んで最大限の圧力が加えられた。

朝鮮半島での戦争の危険性が増していった。

しかし、力では北を屈服させられず、2018/6/12 米朝会談で対話と交渉に転換

※なぜ北朝鮮は核ミサイル開発にすすんだのかの問題

果たして北朝鮮は脅威なのか。北から攻めることはない。

先制攻撃もあるアメリカの脅威への対応策にすぎない。

圧倒的優位の軍事力と経済力でもってつぶされる恐怖

防衛のために少ない資金と資源を核・ミサイル開発に集中した。

※北朝鮮は米国主導の国連による制裁を受けるいわれはない。

○核実験と核兵器開発について

NPT 加盟国であれば核実験は条約違反である。朝鮮は NPT から脱退したうえで核実験に踏み切っている。国際条約に関するイロハは「条約は締結国のみを拘束する」ということだ。朝鮮の行動を NPT 違反として取り締まることはできない。

いかなる国家による核兵器開発も国際の平和と安定に盾する重大な脅威となり得る。インド、パキスタン及びイスラエルの核兵器開発を「黙認」した安保理が朝鮮だけを狙い撃ちするのは、あってはならない二重基準である。

○ミサイル発射実験については国際法上の規制枠組みが欠如している

○人工衛星打ち上げ(宇宙の平和利用)は、宇宙条約によってすべての国に認められる権利(第1条)であり、宇宙条約に加入している朝鮮は当然この権利を有する。安保理がこれを制限・否定する決議を採択すること自体、不法かつ無効である。

安保理が加盟国の国際法(国際条約を含む)上の権利を制限し、禁止する決定を行うこと自体が許されるはずがない。<浅井基文>

21 世紀の日本と国際社会 浅井基文 Web サイト

<http://www.ne.jp/asahi/nd4m-asi/jiwen/thoughts/index.html>

朝鮮半島情勢：緊張打開の道筋を考える 2016.02.27.

<http://www.ne.jp/asahi/nd4m-asi/jiwen/thoughts/2016/782.html>

資料

米朝枠組み合意(1994年10月21日、スイス・ジュネーブ)

米合衆国(以下「米国」)代表团と、朝鮮民主主義人民共和国(以下「北朝鮮」)代表团は、1994年9月23日から10月21日まで、ジュネーブで朝鮮半島核問題の全般的な解決のための交渉をもった。

双方は非核化された朝鮮半島の平和と安全を確保するためには、1994年8月12日の米国と北朝鮮間の合意発表文に含まれた目標の達成と、1993年6月11日の米国と北朝鮮間の共同発表文上の原則ならびに遵守が重要であることを再確認した。

双方は核問題の解決のために次のような措置を講じることを決定した。

1. 双方は北朝鮮の黒鉛減速原子炉および関連施設を軽水炉原子炉発電所に交換するために協力する。

1) 米国大統領の1994年10月20日付けの保障書簡に基づき、米国は2003年を目標時限とし、総発電量約2000MWeの軽水炉を北朝鮮に提供するための措置を進める責任を持つ。

－米国は北朝鮮に提供する軽水炉の財政調達および供給を担当する国際事業体を米国主導の下に公正する。米国は同国際事業体を代表し、軽水炉事業のため北朝鮮と主に接触する役割を遂行する。

－米国は国際事業体を代表し、本合意文に署名後、6か月以内に北朝鮮と軽水炉提供のための供給契約を締結できるように最善の努力を傾ける。契約に関する合意は本合意文署名後に、可能な限り早く開始する。

－必要な場合は、米国と北朝鮮は核エネルギーの平和的利用分野における協力のための両者協定を締結する。

2) 1994年10月20日付けの代替エネルギー提供と関連する米国の保障書簡に基づき、米国は国際事業体を代表し、北朝鮮の黒鉛減速原子炉の凍結に従い喪失されるエネルギーを、一つ目の軽水炉完工時までのあいだ保全するための措置を取り持つ。

－代替エネルギーは暖房と電力生産のために重油で供給する。

－重油の供給は本合意文への署名後、3か月以内に開始され、双方間で合意された供給日程に従い年間50万トン規模まで供給される。

3) 軽水炉および代替エネルギー提供に対する保障書簡の受付後即時、北朝鮮は黒鉛減速原子炉および関連施設を凍結し、究極的にはこれを解体する。

－北朝鮮の黒鉛減速原子炉および関連施設の凍結は、本合意文への署名後、一か月以内に完全に履行される。同じ一か月の間および、全体の凍結期間の中で、IAEAがこうした凍結状態を監視することが許され、このために北朝鮮はIAEAに対し、全的な協力を提供する。

－北朝鮮の黒鉛減速原子炉および関連施設の解体は軽水炉事業が完了する時に完了する。

－米国と北朝鮮は、5MWe実験用原子炉で抽出された使用済み燃料棒を、軽水炉を建設する間、安全に保管し、北朝鮮内で再処理しない安全な方法で同燃料が処理される方案を探すため、互いに協力する。

4) 本合意後、可能な限り早い期日内に、米国と北朝鮮の専門家たちは二種類の専門家協議を持つ。

－片方の協議で専門家たちは、代替エネルギーと黒鉛減速原子炉の軽水炉への代替に関する問

題を協議する。

—もう一方の協議で専門家たちは、使用済み燃料の保管および究極的な処理のための具体的な措置を協議する。

2. 双方は政治的、経済的関係の完全な正常化を追求する。

1) 合意後3か月以内に双方は、通信および金融取引に対する制限を含む、防疫および投資制限を緩和させていく。

2) 双方は専門家級の協議を通じ、領事およびその他の技術的な問題が解決された後、双方の首都に連絡事務所を開設する。

3) 米国と北朝鮮は、相互の関心事項に対する進展が見られるに連れ、両国関係を大使級まで格上げしていく。

3. 双方は核の無い朝鮮半島の平和と安全のために共に努力する。

1) 米国は北朝鮮に対し、核兵器を脅威として用いないこと、ならびに使用しないことに関する公式な保障を提供する。

2) 北朝鮮は朝鮮半島の非核化共同宣言を履行するための措置を一貫性を持って取り進める。

3) 本合意文が対話を促進する雰囲気を作成していくことの一助となるため、北朝鮮は南北対話に着手する。

4. 双方は国際的な核非拡散体制の強化のために共に努力する。

1) 北朝鮮は核非拡散条約(NPT)当事国として残留し、同条約上の安全措置協定の履行を許容する。

2) 軽水炉提供のための契約締結後すぐ、凍結対象ではない施設に対し、北朝鮮とIAEA間の安全措置協定に従い臨時および一般査察が再開される。軽水炉の供給契約を締結する時まで、安全措置の連続性のためにIAEAが要請する査察は、凍結対象ではない施設で続く。

3) 軽水炉事業の相当部分が完了する時に、しかし主要な核心部品の引き渡し前に、北朝鮮は北朝鮮内の全ての核物質に関する最初の報告書の正確性と完全性を検証する点と関連し、IAEAとの協議を経て、IAEAが必要だと判断するすべての措置をとることを含み、IAEA安全措置協定(INFCIRC/403)を完全に履行する。

朝鮮民主主義人民共和国

首席代表

朝鮮民主主義人民共和国外交部第1副部長

姜錫柱(カン・ソクチュ)

米合衆国

主席代表

米合衆国本部大使

Robert L. Gallucci(ロバート・ガルーチ)

※本合意は2002年10月に米国が破棄を宣言した。

コリアン・ポリティクス(The Korean Politics) (<https://www.thekoreanpolitics.com>)

<https://www.thekoreanpolitics.com/news/articleView.html?idxno=589>

第4回六者会合は、北京において、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、日本国、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国の間で、2005年7月26日から8月7日まで及び9月13日から19日まで開催された。

武大偉中華人民共和国外交部副部長、金桂冠朝鮮民主主義人民共和国外務副相、佐々江賢一郎日本国外務省アジア大洋州局長、宋旻淳大韓国外交通商部次官補、アレクサンドル・アレクセーエフ・ロシア連邦外務次官及びクリストファー・ヒル・アメリカ合衆国東アジア太平洋問題担当国務次官補が、それぞれの代表団の団長として会合に参加した。

武大偉外交部副部長が会合の議長を務めた。

朝鮮半島及び北東アジア地域全体の平和と安定のため、六者は、相互尊重及び平等の精神の下、過去三回の会合における共通の理解に基づいて、朝鮮半島の非核化に関する真剣かつ実務的な協議を行い、この文脈において、以下のとおり意見の一致をみた。

1.六者は、六者会合の目標は、平和的な方法による、朝鮮半島の検証可能な非核化であることを一致して再確認した。

朝鮮民主主義人民共和国は、すべての核兵器及び既存の核計画を放棄すること、並びに、核兵器不拡散条約及びIAEA保障措置に早期に復帰することを約束した。

アメリカ合衆国は、朝鮮半島において核兵器を有しないこと、及び、朝鮮民主主義人民共和国に対して核兵器又は通常兵器による攻撃又は侵略を行う意図を有しないことを確認した。

大韓民国は、その領域内において核兵器が存在しないことを確認するとともに、1992年の朝鮮半島の非核化に関する共同宣言に従って核兵器を受領せず、かつ、配備しないとの約束を再確認した。

1992年の朝鮮半島の非核化に関する共同宣言は、遵守され、かつ、実施されるべきである。

朝鮮民主主義人民共和国は、原子力の平和的利用の権利を有する旨発言した。他の参加者は、この発言を尊重する旨述べるとともに、適当な時期に、朝鮮民主主義人民共和国への軽水炉提供問題について議論を行うことに合意した。

2.六者は、その関係において、国連憲章の目的及び原則並びに国際関係について認められた規範を遵守することを約束した。

朝鮮民主主義人民共和国及びアメリカ合衆国は、相互の主権を尊重すること、平和的に共存すること、及び二国間関係に関するそれぞれの政策に従って国交を正常化するための措置をとることを約束した。

朝鮮民主主義人民共和国及び日本国は、平壤宣言に従って、不幸な過去を清算し懸案事項を解決することを基礎として、国交を正常化するための措置をとることを約束した。

3.六者は、エネルギー、貿易及び投資の分野における経済面の協力を、二国間又は多数国間で推進することを約束した。

中華人民共和国、日本国、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国は、朝鮮民主

義人民共和国に対するエネルギー支援の意向につき述べた。

大韓民国は、朝鮮民主主義人民共和国に対する 200 万キロワットの電力供給に関する 2005 年 7 月 12 日の提案を再確認した。

4. 六者は、北東アジア地域の永続的な平和と安定のための共同の努力を約束した。

直接の当事者は、適当な話合いの場で、朝鮮半島における恒久的な平和体制について協議する。

六者は、北東アジア地域における安全保障面の協力を促進するための方策について探求していくことに合意した。

5. 六者は、「約束対約束、行動対行動」の原則に従い、前記の意見が一致した事項についてこれらを段階的に実施していくために、調整された措置をとることに合意した。

6. 六者は、第五回六者会合を、北京において、2005 年 11 月初旬の今後の協議を通じて決定される日に開催することに合意した。

2007/2/13 第五回 6 者会合第 3 セッション「共同声明の実施のための初期段階の措置」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/6kaigo/6kaigo5_3ks.html

I. 六者は、2005 年 9 月 19 日の共同声明を実施するために各者が初期の段階においてとる措置について、真剣かつ生産的な協議を行った。六者は、平和的な方法によって朝鮮半島の早期の非核化を実現するという共通の目標及び意思を再確認するとともに、共同声明における約束を真剣に実施する旨改めて述べた。六者は、「行動対行動」の原則に従い、共同声明を段階的に実施していくために、調整された措置をとることで一致した。

II. 六者は、初期の段階において、次の措置を並行してとることで一致した。

1. 朝鮮民主主義人民共和国は、寧辺の核施設（再処理施設を含む。）について、それらを最終的に放棄することを目的として活動の停止及び封印を行うとともに、IAEA と朝鮮民主主義人民共和国との間の合意に従いすべての必要な監視及び検証を行うために、IAEA 要員の復帰を求める。

2. 朝鮮民主主義人民共和国は、共同声明に従って放棄されるところの、共同声明にいうすべての核計画（使用済燃料棒から抽出されたプルトニウムを含む。）の一覧表について、五者と協議する。

3. 朝鮮民主主義人民共和国とアメリカ合衆国は、未解決の二者間の問題を解決し、完全な外交関係を目指すための二者間の協議を開始する。アメリカ合衆国は、朝鮮民主主義人民共和国のテロ支援国家指定を解除する作業を開始するとともに、朝鮮民主主義人民共和国に対する対敵通商法の適用を終了する作業を進める。

4. 朝鮮民主主義人民共和国と日本国は、平壤宣言に従って、不幸な過去を清算し懸案事項を解決することを基礎として、国交を正常化するための措置をとるため、二者間の協議を開始する。

5. 六者は、2005 年 9 月 19 日の共同声明のセクション 1 及び 3 を想起し、朝鮮民主主義人民共和国に対する経済、エネルギー及び人道支援について協力することで一致した。この点に関し、六者は、初期の段階における朝鮮民主主義人民共和国に対する緊急エネルギー支援の提供について一致した。5 万トンの重油に相当する緊急エネルギー支援の

最初の輸送は、今後 60 日以内に開始される。

六者は、上記の初期段階の措置が今後 60 日以内に実施されること及びこの目標に向かって調整された措置をとることで一致した。

III. 六者は、初期段階の措置を実施するため、及び、共同声明を完全に実施することを目的として、次の作業部会を設置することで一致した。

1. 朝鮮半島の非核化
2. 米朝国交正常化
3. 日朝国交正常化
4. 経済及びエネルギー協力
5. 北東アジアの平和及び安全のメカニズム

作業部会は、それぞれの分野における共同声明の実施のための具体的な計画を協議し、策定する。作業部会は、六者の首席代表者会合に対し、作業の進捗につき報告を行う。原則として、ある作業部会における作業の進捗は、他の作業部会における作業の進捗に影響を及ぼしてはならない。五つの作業部会で策定された諸計画は、全体として、かつ、調整された方法で実施される。

六者は、すべての作業部会が今後 30 日以内に会合を開催することで一致した。

IV. 初期段階の措置の段階及び次の段階（朝鮮民主主義人民共和国によるすべての核計画についての完全な申告の提出並びに黒鉛減速炉及び再処理工場を含むすべての既存の核施設の無能力化を含む。）の期間中、朝鮮民主主義人民共和国に対して、100 万トンの重油に相当する規模を限度とする経済、エネルギー及び人道支援（5 万トンの重油に相当する最初の輸送を含む。）が提供される。

上記の支援の具体的な態様は、経済及びエネルギー協力のための作業部会における協議及び適切な評価を通じて決定される。

V. 初期段階の措置が実施された後、六者は、共同声明の実施を確認し、北東アジア地域における安全保障面での協力を促進するための方法及び手段を探究することを目的として、速やかに閣僚会議を開催する。

VI. 六者は、相互信頼を高めるために積極的な措置をとることを再確認するとともに、北東アジア地域の永続的な平和と安定のための共同の努力を行う。直接の当事者は、適当な話し合いの場で、朝鮮半島における恒久的な平和体制について協議する。

VII. 六者は、作業部会からの報告を聴取し、次の段階のための措置を協議するため、第六回六者会合を 2007 年 3 月 19 日に開催することで一致した。

2007/10/3 「共同声明の実施のための第二段階の措置」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/6kaigo/6kaigo6_2kjs.html

六者は、5 つの作業部会による報告を聴取し、支持するとともに、2 月 13 日の成果文書に記された初期段階の措置の実施を確認し、作業部会の会合におけるコンセンサスに従って六者会合のプロセスを前進させることで一致するとともに、平和的な方法による朝鮮半島の検証可能な非核化を目標とする 2005 年 9 月 19 日の共同声明の実施のための第二段階の措置について合意した。

I.朝鮮半島の非核化について

朝鮮民主主義人民共和国は、2005年9月の共同声明及び2007年2月13日の成果文書の下で放棄される対象となるすべての既存の核施設を無能力化することに合意した。

2007年12月31日までに寧辺の5メガワット実験炉、寧辺の再処理工場（放射化学研究所）及び寧辺の核燃料棒製造施設の無能力化は完了される。 専門家グループによって推薦される具体的な方法は、六者すべてが受入れ可能であり、科学的、安全、検証可能かつ国際基準と整合的であるという原則に沿って、首席代表により採択される。他の五者の要請により、アメリカ合衆国は、無能力化の活動を主導し、それらの活動のための当初の費用を提供する。その第一歩として、アメリカ合衆国は、無能力化を準備するため今後2週間以内に訪朝する専門家グループを主導する。

朝鮮民主主義人民共和国は、2007年12月31日までに、2月13日の成果文書に従って、すべての核計画の完全かつ正確な申告を行うことに合意した。

朝鮮民主主義人民共和国は、核物質、技術及びノウハウを移転しないとの約束を再確認した。

II.関係者の間での国交の正常化について

朝鮮民主主義人民共和国とアメリカ合衆国は、二者間の関係を改善し、完全な外交関係を目指すことを引き続き約束した。双方は、二者間の交流を増加し、相互の信頼を強化する。アメリカ合衆国は、朝鮮民主主義人民共和国のテロ支援国家指定を解除する作業を開始し、朝鮮民主主義人民共和国に対する対敵通商法の適用を終了する作業を進めることについてのコミットメントを想起しつつ、米朝国交正常化のための作業部会の会合におけるコンセンサスを基礎として朝鮮民主主義人民共和国がとる行動と並行してコミットメントを履行する。

朝鮮民主主義人民共和国と日本国は、平壤宣言に従って、不幸な過去を清算し懸案事項を解決することを基礎として早期に国交を正常化するため、誠実に努力する。朝鮮民主主義人民共和国と日本国は、そのために、両者間の精力的な協議を通じ、具体的な行動を実施していくことを約束した。

III.朝鮮民主主義人民共和国に対する経済及びエネルギー支援について

2007年2月13日の成果文書に従い、朝鮮民主主義人民共和国に対し、100万トンの重油（既に供給された10万トンを含む）に相当する規模を限度とする経済、エネルギー及び人道支援が提供される。 具体的な態様については、経済及びエネルギー協力のための作業部会における議論を通じて決定される。

IV.六者閣僚会合について

六者は、適切な時期に、六者閣僚会合を北京において開催することを改めて表明した。

六者は、六者閣僚会合に先立ち、同会合の議題について議論するため、首席代表者会合を開催することで一致した。

参考文献

北朝鮮「終りの始まり」2001 - 2015 斎藤 直樹（著）